



山形労発基 0526 第 4 号
令和 7 年 5 月 26 日

関係団体の長 殿

山形労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号（別紙 1））については、令和 7 年 4 月 15 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行されるところです。

職場における熱中症による全国の労働災害は、近年の気候変動の影響から、ここ数年は増加傾向にあり、令和 6 年における休業 4 日以上の死傷災害は、1,195 人と調査開始以来最多となっています。

特に、死亡災害については、3 年連続で 30 人以上となっており、その原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによるものであったことから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定が設けられました。

改正の内容及びその詳細等は別紙 2 のとおりとなりますので、貴団体におかれましては、傘下の会員の皆様など関係する団体、事業者等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

参考資料等については、以下の二次元コード、URL を参照願います。なお、別紙 2 の第 3 の 3 に記載の「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」についても、掲載しておりますのでご確認ください。

（山形労働局ホームページ）

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/nettyuusyoubou-20250522.html>



○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
目次 第一編・第二編 (略) 第三編 衛生基準 第一章 第四章 (略) 第五章 温度及び湿度 (第六百六条―第六百十二条の二) 第六章 第九章 (略) 第四編 (略) 附則 (熱中症を生ずるおそれのある作業) 第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。	目次 第一編・第二編 (略) 第三編 衛生基準 第一章 第四章 (略) 第五章 温度及び湿度 (第六百六条―第六百十二条) 第六章 第九章 (略) 第四編 (略) 附則 (新設)

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。